



# ワクリエ新居浜

(新居浜市生涯活躍のまち拠点施設)

## レンタルオフィス入居者募集要項(案)

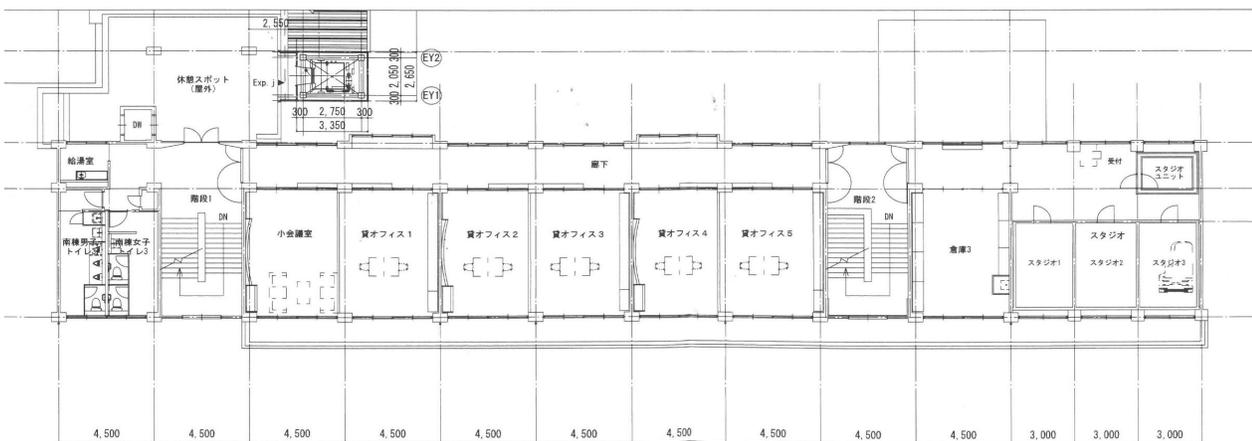


新居浜市では、新しい産業を創出する場所、人と人が集い交流する場所として、また、子どもたちの感性をはぐくみ、学びを深め、市民の「わくわく」を創造する拠点として、閉校した旧若宮小学校を改修し、新居浜市生涯活躍のまち拠点施設「ワクリエ新居浜」を整備しました。

施設は、本市中心部の住友グループのお膝元に立地し、主要幹線道路に面しているほか、周辺には、各分野の企業、大型ショッピングモール、ホテルなどが立ち並び、新規事業者の起業拠点としてふさわしい立地です。

施設の南棟3階には、独自性に富んだ事業や新たな分野の技術を活用した事業等にチャレンジする事業者の支援を目的とするレンタルオフィスを5室整備します。施設内には、コワーキングルームやセミナーの開催も可能な研修室を整備するほか、専門スタッフを常駐させ、起業支援や企業間マッチングなどの支援を行います。また大規模イベントを開催できるグラウンドや体育館もありますので、本施設を拠点として多様な活動を計画する皆様の入居をお待ちしております。

《南棟3階平面図》



《募集要項》

住所	〒792-0003 愛媛県新居浜市新田町1-8-56 新居浜市生涯活躍のまち拠点施設「ワクリエ新居浜」内
部屋	2021年4月1日より正式入居開始 広さ: 30㎡(黒板等、旧教室の面影あり)
設備	①通信回線(加入契約料及び使用料は実費) ②電話回線(加入契約料及び使用料は実費) ③テレビ回線(加入契約料及び使用料は実費) ④水道及びトイレ(無料・フロア共用) ⑤空調設備(電気代は実費) ⑥机・椅子(2組) ⑦本棚(小学校再利用品)
敷金	室料の2か月分。ただし、退所時における、原形復旧等の費用を差し引いて返還。
室料	入居後3年まで/45,000円/月。4年目以降/60,000円/月(税込)。起業支援を目的とするため、原則として、3年で退去となります。ただし、特に市長が認める場合に限り4年目以降入居可能。
駐車場	2,500円/台/月(施設東側駐車場を使用)。ただし、原則社あたり2台まで、それ以上は近隣の有料駐車場をご利用ください。一般駐車場は利用不可。
他費用	各室の電気使用料及び独自の警備費用等。
支払い	室料、通信回線使用料、駐車場代は前納、電気代は後納。他は実費。
対象	①情報通信・ビジネス支援・人材育成などの他、本市における新しい産業分野において起業等するもの ②新居浜創業コンシェルジュを活用し、新たに起業しようとするもの ③本拠点施設における活動及び市内企業の研究活動や事業を支援するもの ④本施設の使用期間満了後、本市において引き続き事業を行う意思があるもの ⑤その他、地域経済の発展・活性化に寄与するもの(ただし、単なる物販業務や代理店業務等、また、団体の事務所や倉庫としての活用は出来ません。)
制限	以下に該当する場合は、退所となりますので、予めご了承ください。 ①公の秩序・善良の風俗を乱す行為(事業内容を含む)を行う場合。 ②騒音・振動・悪臭・電波障害等が発生させ、他の者に迷惑をかける場合。 ③有害・危険な物質等の持ち込み、またはそれらに関連する実験をする場合。 ④施設・設備・器具等を毀損する恐れがあると認められる場合。 ⑤室料及び各使用料を滞納したり、特別な事情無くオフィスを使用しない場合
特記事項	①本施設は、災害時の避難場所に指定されているため、大規模災害発生時に新居浜市災害対策本部が避難所とする判断をした場合は、市が準備する仮事務所に移転していただくこととなります。

	<p>②入居者には毎年決算報告書及び事業報告を提出していただきます。</p> <p>③ここに表示されない事項については、市(指定管理者)との協議によります。</p>
入居審査	<p>①必要書類: 入居許可申請書、会社経歴書(ある場合のみ)、事業計画書(3年分)、住民税納税証明書(入居希望日の3か月前まで)</p> <p>②入居審査委員会において審査します。</p> <p>③市長は、②の結果等の報告を受け、適正かどうか判断します。</p>

○ 入居許可までの流れ

事前相談	入居希望者は、まず、施設管理者(指定管理者)に問い合わせいただき、事前協議により、事業の内容や事業計画等を確認させていただくとともに、施設等の確認をしていただきます。
申請	事前相談を経て、入居を希望される方は、前述の入居に係る必要書類を、原則として、入居の1か月前までに、施設管理者に提出します。
審査	施設管理者は、提出書類の確認した上で、別途組織する入居審査委員会に諮り、審査します。(その際、必要に応じて入居希望者によるヒアリングを実施することもあります。)審査の結果、入居が適当と認められた場合、新居浜市と協議します。
許可	新居浜市との協議において、入居が適当と認められた場合、施設管理者は入居許可書を発行します。(別途、施設管理者が定めるレンタルオフィスの利用に係る契約を締結します。)
入居	入居日は、施設管理者が指定する入居許可日からとなります。

◎今後のスケジュール(予定)

2月中旬	募集要項、審査委員会設置、
3月上旬	募集開始
3月下旬	第1回審査委員会、入居者決定
4月以降	入居開始(条例上は3月以上間の申請が必要。)